

『2012 新規上場の手引き』（市場第一部・第二部編） 新旧対照表

章	頁数	箇所	新	旧
	12	社長（CEO）面談、監査役面談等	<u>その他、社長・監査役以外の役員の方に対しても、個別の事情に応じて必要と判断した場合には、当該役員に対してヒアリングを行う場合があるほか、申請会社が会計参与を設置している場合には、申請会社の会計組織の整備・運用状況及び会計参与の関与状況などについて、ヒアリングを行う場合もあります。</u>	申請会社が会計参与を設置している場合には、申請会社の会計組織の整備・運用状況及び会計参与の関与状況などについて、ヒアリングを行う場合もあります。
	75	3(1)(注2)	第439条 上場内国会社は、当該上場内国会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他内国会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(会社法第362条第4項第6号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。)を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用するものとする。	第439条 上場内国会社は、当該上場内国会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他内国会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(会社法第348条第3項第4号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。)を決定するものとする。
	新設	2	(3)独立役員構成(規程第445条の4) <u>上場会社は、独立役員に取締役会における議決権を有している者が含まれていることの意義を踏まえ、独立役員を確保するよう努めるものと定めています。</u>	(新設)
	新設	2	(4)独立役員が機能するための環境整備(規程第445条の5) <u>上場会社は、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備するよう努めるものと定められています。</u> <u>具体的には、独立役員への適時適切な情報伝達体制の整備、社内部門との連携、補助する人材の確保などを行うことが考えられます。</u>	(新設)
	新設	2	(5)独立役員等に関する情報の提供(規程第445条の6) <u>上場会社は、独立役員に関する情報及び会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員の独立性に関する情報を株主総会における議決権行使に資する方法により株主に提供するよう努めるものと定められています。</u> <u>具体的には、株主総会参考書類の役員の選任議案において、議案の対象となる役員を独立役員に指定する旨及びその独立性に関する事項を記載するとともに、事業報告の会社役員に関する事項の欄において、独立役員に指定されている社外役員を明示することや、同様の情報を記載した書類を別途作成し、株主総会招集通知を株主あてに発送する際に同封することが考えられます。また、独立役員に指定しない社外役員の独立性に関する情報についても、上記と同様の書類に記載することが考えられます。</u>	(新設)
	125	2	(6) 議決権行使を容易にするための環境整備(規程第446条、規則第437条) 以下、項番繰下げ	(3) 議決権行使を容易にするための環境整備(規程第446条、規則第437条)
A	256	独立役員届出書	フォーマットの変更	
A	363	の部記載要領	規則改正に伴う変更	

平成24年5月11日